

香川県内で事業用太陽光発電施設の 運営・設置を計画している皆さまへ

「[香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン](#)」 の一部改正について（令和7年7月改正・同年10月施行）

「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」は、県内において太陽光発電事業者が事業を実施するに当たり、事前に災害発生リスクや地域への影響等を適切に把握し、地域の理解を得ながら、太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業が地域と共生した事業となることを目的としています。

本ガイドラインについて、令和7年3月に所要の改正を行ったところですが、この度、下記のとおり適用対象施設に関して一部改正（7月改正）を行いましたので、お知らせします。

7月改正の概要

（7月改正箇所は赤字下線部のとおり）

● 適用対象施設（次の条件に該当する場合）

- ・ 香川県内に設置される太陽光発電施設及びその附属設備
（太陽光パネル等が建築物に設置されるものを除く）
- ・ 施設規模

発電設備の出力	設置エリア
50kW以上	香川県内全域
10kW以上50kW未満	<u>周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア</u>

➤ 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア

i	森林法第10条の2第1項に規定する林地開発許可の取得 <u>又はみどり豊かでうおいのある県土づくり条例第16条第1項に規定する事前協議</u> の対象となっている地域森林計画対象民有林
ii	盛土規制法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域 <u>（※事業計画の実施に同法第12条第1項の許可を必要とする場合に限る。）</u>
iii	盛土規制法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域 <u>（※事業計画の実施に同法第30条第1項の許可を必要とする場合に限る。）</u>
iv	砂防法第2条の規定による土地（砂防指定地）
v	地すべり等防止法第3条第1項の規定による地すべり防止区域
vi	地すべり等防止法第4条第1項の規定によるぼた山崩壊防止区域
vii	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域
viii	土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流
ix	条例等において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア

※ 7月改正は、国の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の改訂（令和7年4月）を踏まえたものです。

※ 令和7年3月 改正の概要

- ① 適用対象施設の拡大〔非FIT/FIP認定事業等の追加〕
- ② 事業者による「事業の影響及び予防措置」の周知並びに県への報告及び県による事業情報の周知規定の追加

✓ 改正内容及び本ガイドラインの詳細は、
県HPをご確認ください。

香川県太陽光ガイドライン

検索



【お問い合わせ先】

香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室
Tel:087-832-3215 FAX:087-806-0227
E-mail:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp